

岩手県告示第881号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成30年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 平成30年11月19日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

(2) 名称 普代村

3 埋立区域

(1) 位置 下閉伊郡普代村第17地割字野胡桃29番22及び34番地先水面

(2) 区域 白井漁港既設物揚場南東端交点を基点とし、基点から150度28分22秒 20.27メートルの点を1点とし、1点から239度42分07秒 43.05メートルの点を2点とし、2点から356度27分41秒 0.57メートルの点を3点とし、3点から0度25分44秒 1.74メートルの点を4点とし、4点から2度38分18秒 2.32メートルの点を5点とし、5点から2度40分36秒 3.58メートルの点を6点とし、6点から1度58分48秒 27.71メートルの点を7点とし、基点から7まで及び基点の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積 901.03平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 3(1)と同じ。

(2) 区域 別紙図面のとおり。

(3) 面積 1,626.73平方メートル

5 埋立地の用途 漁港施設用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して60日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から平成32年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する

。